



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 829 公文書開示の実施状況の公表 (総務学事課)
- 830 個人情報保護条例の運用状況の公表 (")
- 831 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 832 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 833 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 834 貸金業の登録の取消し (商工労働総務課)
- 835 大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 836 かつらぎ町宮換地計画(花園新子地区)の許可申請の適否決定等 (農村計画課)
- 837 道路の区域変更 (道路保全課)
- 838 新道路の供用開始等 (")
- 839 道路の区域変更 (")
- 840 新道路の供用開始等 (")

- 841 道路の区域変更 (")
- 842 新道路の供用開始等 (")
- 843 新道路の供用開始 (")

*844 昭和57年和歌山県告示第857号(建築主事の駐在所管区域及び所管する事務の区分の指定)の一部改正 (都市政策課)

○ 訓令

*37 和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程 (商工労働総務課)

○ 公告

開発行為の工事の完了 (都市政策課)

告 示

和歌山県告示第829号

和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第37条の規定に基づき、平成17年度における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成18年6月20日

和歌山知事 木村良樹

1 公文書の開示の請求件数並びに公文書の全部開示、部分開示及び非開示の決定件数等

開示請求の件数	決定件数等						
	開示			非開示	不存在	存否応答拒否	取下げ
	全部	部分	計				
9,410	6,536	2,746	9,282	9	105	1	13

2 公文書の開示申出の件数及びその処理状況

開示申出の件数	処理状況						
	開示			非開示	不存在	存否応答拒否	取下げ
	全部	部分	計				
163	143	10	153	7	3	0	0

3 開示・非開示決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況

不服申立ての件数	処理状況						
	全部認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審査中	その他
19(3)	0	2(2)	3	3	2	3	6(1)

()の数字は件数のうち平成16年度の不服申立てで、平成17年度まで審査が及んだもの

和歌山県告示第830号

和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第60条の規定に基づき、平成17年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成18年6月20日

和歌山知事 木村良樹

1 個人情報取扱事務の件数
1,641件

2 保有個人情報の請求及び決定件数等

(1) 開示

開示の件数	処 理 状 況						
	開 示			非開示	不存在	存否応答 拒 否	取下げ
	全部	部分	計				
162	39	35	74	70	16	1	1

(2) 訂正・利用停止

訂正請求の件数	処 理 状 況				利用停止 請求の件数	処 理 状 況			
	訂 正			非訂正		利 用 停 止			非利用 停 止
	全部	部分	計			全部	部分	計	
3	0	0	0	3	2	0	0	0	2

3 簡易開示の件数

694件

4 不服申立ての件数及びその処理状況

不服申立ての件数	処 理 状 況					
	全部認容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審査中
5 (2)	0	0	4 (2)	0	0	1

()の数字は件数のうち平成16年度の不服申立てで、平成17年度まで審査が及んだもの

和歌山県告示第831号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備置して、平成18年8月2日まで縦覧に供する。

平成18年6月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成18年6月2日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山エコビレッジ研究会

3 代表者の氏名

サローア・ハリ

4 主たる事務所の所在地

紀の川市北中216番地

5 定款に記載された目的

この法人は、自然環境に恵まれた和歌山県で、「自然」と「人」にやさしいコミュニティであるエコビレッジの計画・開発をサポートすることにより、持続可能な暮らしを実現することを目的とします。そのために、和歌山県民に対して、エコビレッジについての知識及び情報を提供し、持続可能な暮らし方を普及させるための諸活動を行います。また、エコビレッジを通じて、U・Iターン者を含む和歌山県への定住者を拡大し、地域経済の発展にも寄与します。

和歌山県告示第832号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年6月20日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田医 133-14	みなとクリニック	田辺市湊991	平成 18.4.18
那医 88-60	伊藤内科	岩出市西野204-7	平成 18.4.30

和歌山県告示第833号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年6月20日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田医 147-18	みなとクリニック	田辺市湊991	平成 18.5.1
岩医 1-18	伊藤内科	岩出市西野190-1	平成 18.5.1

和歌山県告示第834号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第

37条第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年6月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 萩元金融
- 2 氏名 萩元梢
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町天満755番地2
- 4 登録番号 和歌山県知事(3)第01170号
- 5 登録年月日 平成15年7月16日
- 6 行政処分年月日 平成18年6月9日
- 7 行政処分内容 登録の取消し
- 8 行政処分の理由 貸金業の規制等に関する法律第37条第1項第1号に該当するため

和歌山県告示第835号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年6月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プライスカット・スーパードラッグキリン田辺下万呂店
田辺市下万呂字裏代416-2 他
- 2 意見の概要
 - (1) 騒音規制法、振動規制法、和歌山県公害防止条例を遵守してください。
 - (2) 駐車場は閉店時間帯、閉鎖して管理してください。
 - (3) 廃棄物の保管・運搬等については、収集運搬業者と事前協議を行い、スムーズに収集運搬がおこなえるよう調整してください。また、市ごみ処理場への搬入禁止となっている廃棄物は当該処理場へ搬入されないよう留意してください。
 - (4) 西側・東側の出入口について道幅も狭く、近隣住民にも危険であるため、交通指導員の配置等、何らかの取組・対策等をお願いします。
 - (5) 近い将来発生が予想される南海地震に備え、従業員の防災意識の高揚及び来客の避難誘導訓練等の実施に配慮してください。
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
西牟婁振興局産業振興部産業総務課(和歌山県田辺市朝日ヶ丘23-1)
田辺市商工観光部商工振興課(和歌山県田辺市下屋敷町31-1テレコムビル1F)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成18年6月20日から平成18年7月20日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第836号

かつらぎ町管換地計画(花園新子地区)の認可申請については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により当該申請を適当と決定したから、同法第96条の4及び同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成18年6月21日から平成18年7月19日まで
- 3 縦覧場所 かつらぎ町役場

和歌山県告示第837号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年6月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 員	延 長	備 考
		メー ト ル		
和歌山市中筋日延字杖口300番2地先から同市中筋日延字土屋231番1地先まで	旧	5.40	468.00	
		10.60		
和歌山市平岡字山端348番2地先から同市中筋日延字土屋215番3地先まで	旧	16.44	509.00	
		19.40		
同上	新	16.44	509.00	
		19.40		

和歌山県告示第838号

平成18年和歌山県告示第837号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年6月30日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年6月20日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第839号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年6月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 和歌山貝塚線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
和歌山市里字灰原44番1地先から同市谷字鳥居前136番1地先まで	旧	4.00 } 20.30	1,225.00	
和歌山市里字五段11番5地先から同市谷字鳥居前135番1地先まで	旧	16.00 } 24.50	1,397.80	
和歌山市里字五段5番1地先から同市谷字鳥居前135番1地先まで	新	16.00 } 37.72	1,535.30	一般国道24号重複区間 L=150

和歌山県告示第840号

平成18年和歌山県告示第839号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年6月30日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年6月20日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第841号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年6月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 紀伊停車場田井ノ瀬線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
和歌山市小豆島字芦ノ田35番6地先から同市小豆島字門田213番1地先まで	旧	5.00 } 8.00	635.00	

和歌山市小豆島字柳ノ坪125番4地先から同市小豆島字門田213番1地先まで	旧	17.07 } 30.76	339.00	
和歌山市小豆島字大坪3番1地先から同市小豆島字門田213番1地先まで	新	5.00 } 8.00	302.00	
和歌山市小豆島字院田64番6地先から同市小豆島字門田213番1地先まで	新	17.07 } 30.76	664.50	一般国道24号重複区間 L=310

和歌山県告示第842号

平成18年和歌山県告示第841号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年6月30日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年6月20日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第843号

平成17年和歌山県告示第564号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち伊都郡かつらぎ町大字三谷字宮之浦1667番1地先から同町大字三谷字宮之浦1631番2地先までの延長191.00メートルについては、平成18年6月30日から供用を開始する。

平成18年6月20日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第844号

昭和57年和歌山県告示第857号(建築主事の駐在地、所管区域及び所管する事務の区分の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年6月20日

和歌山県知事 木村良樹

表第1項及び第2項中「市町村」を「市町」に改め、第3項中「岩出町」を「岩出市」に改め、同項中「管内の町」を「管内の市」に改め、第5項中「市町村」を「市町」に改める。

訓 令

和歌山県訓令第37号

商 工 労 働 部

和歌山県公営競技事務所

和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程を次のように定める。

平成18年6月20日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県職員服務規程(昭和63年和歌山県訓令第6号)第3条第5項の規定に基づき、和歌山県公営競技事務所に勤務する職員(以下「職員」という。)

の勤務時間等について定めるものとする。

(職員の勤務時間等)

第2条 職員の勤務時間等については、週休日を除き、和歌山県公営競技事務所長(以下「所長」という。)が次の表のいずれかの類型により割り振るものとする。

区分	第 1 類 型	第 2 類 型	第 3 類 型
勤務時間	午前7時から午後3時45分まで	午前8時から午後4時45分まで	午前9時から午後5時45分まで
休憩時間	午前10時15分から午前11時まで	午前11時15分から午後零時まで	午後零時15分から午後1時まで
休息時間	午前10時から午前10時15分まで 午後3時30分から午後3時45分まで	午前11時から午前11時15分まで 午後4時30分から午後4時45分まで	午後零時から午後零時15分まで 午後5時30分から午後5時45分まで

(休日の勤務)

第3条 職員には、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第9条の規定にかかわらず、同条に規定する日であっても、所長が必要と認める場合には勤務を命ずるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成18年6月20日

和歌山県知事 木 村 良 樹

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	紀の川市上野字名草16番1、16番2、22番7、22番8、22番9、22番10、22番11、22番12、22番13、26番1、26番3、26番5、26番6、26番7 紀の川市打田字天王1368番1、1368番4、1368番5、水路
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山市新生町2番5号 東不動産株式会社 代表取締役 東行男 和歌山市太田479-3 株式会社幸福建設 代表取締役 金沢公英